

和泉市企業版ふるさと納税支援業務委託 仕様書

1. 業務名

和泉市企業版ふるさと納税支援業務

2. 業務目的

和泉市（以下、「本市」という）では、「地域再生法（平成17年法律第24号）に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下、「企業版ふるさと納税活用事業」という。）」に対する企業からの寄附を募集しており、事業者独自のネットワークやノウハウを活かすことで、効果的に企業からの寄附を獲得することを目的とする。

3. 用語の定義

本仕様書の中で使用している用語の定義は次の各号のとおりとする。

(1) 企業

本市に対する寄附が企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の対象となりうる企業（地方税法における「主たる事務所又は事業所」が本市外に所在する企業）

(2) 受注者

本市と「和泉市企業版ふるさと納税支援業務委託契約」を締結する事業者（複数者と契約することを想定しているため、1者とは限らない。）

(3) 寄附

本市の企業版ふるさと納税活用事業に対する現金による寄附

(4) 寄附金獲得額

受注者の働きかけにより、企業から本市に対して寄附された金額

(5) 寄附企業

受注者の働きかけにより、本市に対して寄附を行った企業

4. 業務内容

本業務の受注者は、次の各号の業務を行うものとする。

- (1) 本市の企業版ふるさと納税活用事業を宣伝する資料（媒体は問わない。）を用いて、寄付見込企業へ寄附を提案し、寄附へと繋げる業務
- (2) 寄附申込書の記入支援及び寄附申込書の本市に対する提出
- (3) その他、本業務の実施にあたり必要となる企業版ふるさと納税の制度説明等

5. 協議

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受注者と発注者は緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

6. 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

7. 委託金額

(1) 委託金額は寄附金獲得額に応じた成功報酬型によるものとし、次の計算式で算出した額に消費税及び地方消費税を加算した額を委託料として支払うものとする。

寄附金獲得額×委託料率（1円未満の単位は切り捨てとする。）

(2) 委託料率は20%とする。但し、受注者の求めに応じて、20%未満とすることを妨げるものではない。

(3) その他、本業務に付随し、受注者が負担する諸費用（旅費、通信費、用紙代等）に対しては、委託料は支払わないものとする。

(4) 委託金額の対象となる寄附受領が発生した場合、本市は速やかに対象となる受注者に連絡し、受注者の請求によって、委託金額の支払いを行うものとする。

(5) 支払時期については、発注者と協議の上、定めるものとする。

8. 成功報酬の対象となる条件

成功報酬の計算に用いる寄附金獲得額の対象は、契約期間内に本市が受領した寄附のうち、寄附企業から事前に提出された寄附申込書（別紙「和泉市ふるさと元気寄附申込書」）に紹介者として受注者1者のみの名称が記載された寄附とする。

9. 寄附金獲得額の対象外となる寄附受領

(1) 本市と包括連携協定を締結している等、本市との関係性が強い企業からの寄附。（企業一覧については、別途、発注者から受注者へ提供する。）

(2) 他の受注者の業務により、既に本市に対する寄附申込みが成立している寄附

10. 業務報告

受注者は、業務の進捗に応じて定期的に発注者に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、発注者との協議により定めるものとする。

11. その他

(1) 寄附を行うことの代償として、受注者が寄附企業に経済的利益を供与することを禁止する。

(2) 仕様書に定めのない事項又は仕様書について疑義の生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとする。